

答申第61号

「定置式速度取締り実施計画表の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」
についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「下野署が平成23年12月12日に行った速度取締りにおいて測定器を正しく設置・運用したことを証する文書」の開示請求に対して行った「定置式速度取締り実施計画表（以下「本件公文書」という。）」に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、実施場所及び取締設定速度（以下「本件争点部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成25年2月15日付けで、本件公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し、既に著しく大量の公文書開示請求を受理していること及び開示決定等の検討に相当の日数を要することから、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第12条第2項に基づく開示決定等の延長の手続きを行った。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、平成25年4月16日付けで、条例第11条第1項の規定に基づき本件処分を行った。

本件審査請求の趣旨は、この本件処分により非開示とされた部分の内、本件争点部分は開示するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該道路の制限速度が40km/hと定められている以上、設定速度は40km/hであったものとする。原動機付き自転車の取り締まりを考えれば30km/hであっても不思議はないが、当該取締りに使用した機器が設定速度の如何に関わらず原付を測定する機能を持つ以上、30km/hの設定速度であったとは考えにくい。
- (2) 先に別件の審査請求書に述べたように、設定速度が40km/hを超えていたとすれば、それは県警が適正な事務の執行を怠ったばかりか、法に定められた告発義務を怠っていることを示す何よりの証左である。
- (3) 国道120号線には「交通事故多発路線」という看板が設置されている。ここには、このような看板が9枚設置されている。この国道では、私の知る限り2009年以降、死亡事故は発生していない。
- (4) 通勤途中の県道にも「速度取締中」の看板が設置されている。通勤で400回ほど走っているが、一度も速度取締りを実施しているのを見ていない。

実際に取締りを行う路線は開示しないが、ろくに取締りを行わない路線には、「取締中」などという看板を常設、過去数年死亡事故が起きていない路線に「死亡事故多発路線」などという看板を掲示、これが実施機関の言う適正な事務の執行なのだ

ろうか。

第3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第5号該当性の具体的判断について

速度取締りは、いつ、どこで取締りが行われるのか、運転者に予測できないという心理的効果をもたらすことにひとつの意味があると考えられる。

速度取締りの実施場所を開示した場合、実施場所が記載された日時の異なる複数の本件公文書を取得することで、過去に実施された取締りの場所が明らかとなり、そこから将来行われるであろう取締りの場所が容易に推測されるなど、その結果として開示された取締り場所以外の場所における交通違反が増加することで道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、取締り設定速度を開示した場合、取締りの対象とならない程度の交通違反が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれが認められる。

以上のことから、本件争点部分は、条例第7条第5号に該当すると判断したものである。

2 条例第7条第6号該当性の具体的判断について

実施場所を開示した場合、前記1のとおり、将来行われるであろう取締りの場所が容易に推測され、その結果、開示された取締り場所以外の場所における交通法令違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、取締り設定速度を開示した場合、前記1のとおり、違法ではあるが検挙に至らない程度の速度の範囲が容易に類推され、その結果、違法行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防等に支障が及ぶおそれがあると認められる。

以上のことから、本件争点部分は、条例第7条第6号に該当すると判断したものである。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、交通の取締りの実施に当たり、実施機関が作成したものである。

本件公文書には、おおむね次の情報が記載されている。

- ・実施日時
- ・実施場所
- ・取締設定速度
- ・勤務員
- ・使用器材
- ・使用車両
- ・指示事項
- ・実施指揮者
- ・検出器設定
- ・試験方法
- ・取締り結果
- ・特異事項

3 具体的な判断

(1) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非開示とすることを規定している。

本件争点部分を開示した場合、同様の開示請求を繰り返すことにより、将来の実施場所及び取締りの対象とならない程度の速度の範囲が容易に推測され、その結果、検挙されない範囲内における違法な行為が容易となり、交通取締りの事務の実施に支障を及ぼすおそれがあると判断する。また、その結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するという道路交通法の目的達成のための適切な道路交通行政事務の実施に支障を及ぼすおそれがあると判断する。

よって、本件争点部分は、条例第7条第5号に該当するものと判断する。

(2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については非開示とすることを定めて

いる。

本号は、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについて、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開としたものであり、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当である。

本件争点部分を開示した場合、将来行われるであろう取締りの場所が容易に推測され、その結果、開示された取締り場所以外の場所における交通法令違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められること、また、違法ではあるが検挙に至らない程度の速度の範囲が容易に類推され、その結果、違法行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防等に支障が及ぶおそれがあると認められるとする実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

よって、本件争点部分は、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月10日	諮問書の受理
平成25年9月18日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年11月19日 (第236回審査会)	審議（経過等説明）
平成25年12月17日 (第237回審査会)	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成26年2月4日 (第238回審査会)	・審査請求人の口頭意見陳述 ・審議
平成26年3月4日 (第239回審査会)	審議
平成26年6月24日 (第241回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊池昌彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	
塚本純	宇都宮大学教授	会長
根本智子	弁護士	
廣木昭男	元県央高等産業技術学校長	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	